

【研究ノート】

世界に冠たる刑務官「有馬四郎助」

中 島 広 樹

1. 序

1929年10月アメリカ合衆国サンフランシスコ市において、汎米社会事業会議に日本代表として出席した男がいる。長きにわたって元小菅刑務所所長等の行刑官を務め、5月に65歳で官職を退いたばかりの有馬四郎助であった。刑務所所長としての日本の有馬の名はアメリカにおいても有名で、いたるところで招待されたり、講演を求められたり、大へんな歓迎攻めにあった。このとき有馬が視察した都市は26箇所、行った講演は71回にのぼり、さらにこのとき偶然にニューヨーク教会墓地に実の弟で、早くにアメリカ合衆国に移住して電気関係の事業に関係していた五郎の墓を発見することができ、10月には無事に帰国できた¹⁾。

有馬四郎助は、はじめ「鬼の典獄」と恐れられ、最後には「愛の典獄」と世界中から讃えられた人物であり、力の行刑の典型的な人物だったはずなのに、いつの間にか謙虚を絵にかいたような行刑人として大成した。この論文では、わが国の刑事政策のレールを引いた有馬四郎助の生涯を行刑、更生、少年保護という、刑事政策の三つのテーマに沿いながら、たどることにする。

2. その人生の概観

有馬四郎助は、いわゆる薩摩隼人である。しかし、2人の兄は西南戦争（1877年）で西郷隆盛方として戦ったため賊軍の汚名を着せられることになった。薩摩武士の本領を自己の処世訓としていた四郎助は、この反動から人並み以上に国家枢要の材たらんとしたのであろうか、15歳で小学校の訓導となり、17歳の時に家郷を出て京都で二等巡査を拝命し、21歳で鹿児島県警部補となった。そして、明治19年北海道集治監看守長となり、「約束された土地」というべき北海道に赴任したのであった²⁾。

やがて、日本や薩摩のみを背負って、ひとりひとりの人間が見えなかつたかのような有馬は、北海道で上司の大井上輝前（1848－1912）、教誨師（当時は公務員である）の原胤昭（1853－1942）、留岡幸助（1864－1934）らと出会い、徐々に人生觀を変えてゆくのである。

本来、監獄とは明治5年制定の懲役法によれば「仁愛スル所以ニシテ、人ヲ残虐スル者ニ非ズ、人ヲ懲戒スル所以ニシテ、人々ヲ痛苦スル者ニ非ズ」と規定され儒教の仁愛思想が基本にあったといわれる³⁾。さらに明治13年の内務卿伊藤博文（1841－1909）と開拓史長官黒田清隆（1840－1900）との協議においても、集治監の目的が、社会的危険性のある者の隔離、受刑者労働による公益の振起となるで受刑者の改善・社会復帰（自立更生）が挙げられていた⁴⁾。

ところが、明治10年代の監獄は行刑史上まれにみる物情騒然たる時期で、監獄秩序は極度に乱れ、各地に殺傷・放火・暴動等の事件がおこり、逃走も相当数に達しており、政府は監獄官吏に帶剣を許し、樺戸・空知両集治監のみにはピストルを携帯させることにした。有馬が刑務官になろうとした明治18年に内務卿山県有朋（1838－1922）は全国に「懲戒苦役堪へ難キノ勞苦ヲ与へ、罪囚ヲシテ監獄ノ畏ルベキヲ知ラシムベキ」といういわゆる「痛苦懲戒主義」の訓令を発したが⁵⁾、釧路集治監ではこの年にも14名の脱獄囚が巡査、看守に射殺、斬殺されており、札幌監獄支署でも45名の集団逃走事件が起こっている⁶⁾。

こうして、制度・設備の不備、処遇の未熟さも加わって、獄内管理は混乱し、いきおい力による行刑を招いた。そのことは、受刑者をもっぱら「悪人」として

みてしまい、人間として向き合うことのない冷厳な行刑となってしまわざるを得ない。たとえば、内務省は「懲戒ノ為苦役セシムルモノニ付、仮令不幸ニシテ死傷スルモ之ニ扶助手当ヲ支給スルハ妥當ナラス」と指令していた⁷⁾。

明治19年12月、22歳の若さで実母とともに北海道へ渡り、樺戸・空知について開設されたばかりの釧路集治監に赴任した有馬は典獄の大井上輝前の配下となった。

有馬は、大井上の期待通り、上記の内務省の方針に従った行刑の担い手として辣腕ぶりを発揮し、地の果てに流されて絶望に陥り暴動を起こしかねない囚人たち（軍人、軍属、元巡査などの軍事犯、とりわけ西南戦争の敗残士族が多い）から非常に恐れられていたという。釧路集治監では看守を全国公募したため鹿児島から170人もの一団が釧路港から釧路川を舟で遡って集治監のある標茶へ向かった。当初は囚人50名に150名以上の看守が来釧したものだから、囚人一人に看守3～4名がつくというものものしさであり⁸⁾、留岡幸助も、脱獄者を捕縛して自信たっぷりの姿で帰って来る有馬を見ている⁹⁾。

こうして、権威的行刑主義の本流の花道を堂々と歩んでいた有馬の眼前に現れたのが、旧幕臣でキリスト教教誨師原胤昭¹⁰⁾であった。有馬より10歳年上のこの元江戸南町奉行所与力は、有馬渡道の1年余り後の明治21年4月、神戸仮留監から釧路集治監に転任して来ている。原は、釧路集治監本館とアトサヌプリ硫黄山の外役所との約40キロの間を往復しながら、囚人ひとりひとりのための教誨、町民の為の日曜学校での説教につとめるとともに、出獄者の就職・更生の世話などを親身になって行っていた。キリスト教嫌いで有名な有馬ではあったが、根は正直なので原の行動に素直に強い感銘を受けるのであった¹¹⁾。やがて、明治24年には、有馬と同じ年齢の留岡幸助が市来知（いちきしり、現在の三笠市）の空知集治監（国事犯の外凶悪犯が多い）に教誨師として赴任してきたが、以後、急速に留岡幸助や釧路の教誨師大塚素（1868—1920）の影響を受けることになる。

有馬の内的変化を如実に示す出来事が、明治24年8月に新設された網走分監の分監長になった年におきた。同年5月に開始された、網走と北見峠を結ぶ全長180キロの「網走道路（北海道中央道路）」を開通させる囚人労働を有馬は引き継いだ。北海道中央道路は、シベリア鉄道計画によって東進をはかるロシアに対抗するための軍用道路であった。したがって、年内竣工が求められたが、従来の道路工事

は年間40キロが最大であったのにもかかわらず、網走道路は4倍強の仕事量が要求されたことになる。釧路集治監典獄大井上輝前が北海道道庁から国道建設工事を請け負い、看守長の岩越雄介に網走分監の造営工事にあたらせ、二か月で、工事は終了し道路開鑿工事が始まり、8月に網走分監長として有馬が着任するや、工事の督励をさせられたが、このほとんど昼夜兼行の強行軍的工事の途中で多くの死者が出た¹²⁾。すなわち、8月と10月の長雨で火山灰地帯の工事区域はたちまち馬が足を取られる泥濘状態になり、生鮮食料品の搬入や医師の往来が困難になつたため、白米だけはたくさん食べられるが、医師不在で重労働が行われるという場所で、野菜不足と過労に起因する水腫性脚気が囚人・看守を襲い、ビタミン欠乏による心不全により有馬着任後工事終了までの間に186名の囚人と4名の看守が死亡している(11年後に発生した有名な八甲田山雪中行軍遭難事件での199名の死者数に匹敵する犠牲者数である)¹³⁾。しかし網走道路の年内竣工は、自らも死の危険を引き受けながら陣頭指揮をとった有馬の率いる囚人たちの超人的な努力によって多くの犠牲者を出しながらも、達成された。北海道の視察旅行中に偶然この工事を目撃した留岡幸助は、囚人の足から重さ約4キロの逃亡防止のための鉄丸のついた鎖が外されていることに気づいた。有馬が工事を引き継いだとき囚人を苦しめていた鉄鎖を外させたのであった¹⁴⁾。もちろん、この有馬の行動は規則違反であろうが、留岡はそれまで有馬の事を「鬼」だと思っていた自分の偏見を訂正せざるを得なかった¹⁵⁾。

ちなみに、工事終了後とみられる明治24年12月4日の樺戸本監の大井上輝前典獄宛て報告書において有馬は以上の報告書を提出している。すなわち、「当監設置の主旨は、一には囚人を使役し、不毛の地を開きて國益を増進すると、一には中央道路の衝に當るを以て、之を開鑿するに囚人を使役するときは、之を通常人民に委ねて開鑿するよりは、僅少の費用を以て堅牢の道路を築造することを得、以て行客運搬等に便利を与え、将来に向て当地方の繁盛を企図するに外ならずと思慮す」とされ、有馬が、一司獄官として囚人を使役したのみならず、北海道の将来を見越した行政官的立場から北海道開拓の使命に燃えていたことが読み取れるといわれる¹⁶⁾。

なお、このときの経験から有馬は囚人の外役について、日露戦争勃発時に刑務の専門家に向かって「およそ人の罪より救わるるや、先ず自ら善事をおこない、

善徳を積むの力量あるを自覚せしむるをもって捷径となす。この名誉ある出征軍付属の労役を担うことの、いかに囚人にとりて熱望の本懐たり、また理想の善徳たり。故にわが国の囚人にとり、この際の外役はまことに逸すべからざる感化上的一大転機なりと言わざるべからず」と提案したが、この囚人の身になって考えられた素朴な外役論は、新潟監獄の野崎宏典獄等、諸方面からの手厳しい反論にさらされたものの、有馬が日露戦争付属の労役を担うことを受刑者更生の絶好の機会ととらえたことは卓見であったかも知れない¹⁷⁾。

網走道路の道端からは、その後鎖が出てくることが多かったが、有馬赴任前に工事で死亡した者には逃亡者もあり、見せしめのため鎖付きのまま死者を埋めたようだ。そして時を経て鎖が出てきたわけである。これがいわゆる「鎖塚」の由来である¹⁸⁾。ところが、有馬赴任後は死亡者を棺に入れて埋葬した。そのため、鎖塚はない。秋霜烈日主義を旨としたはずの有馬の内心の変化を知りうる出来事であろう。有馬はこの7年後、靈南坂教会で留岡から洗礼を受けた。その後、薩摩武士の武骨さとクリスチャンの柔軟さがバランスのよい人格を形成してゆき、「真正の感化教育は無意識的に成就せらるべし。乃公一番彼を感化してやらんと、構へてかかる如きは、これ滑稽とや言わん」とその実践的感化教育理念を語っている¹⁹⁾。有馬は、刑務所長だったとき新入受刑者に対して「決して君だけではない。僕も罪人だ」と言ったり、逃亡した受刑者が逮捕されたとき「よく帰ってくれた」と話しかけるとかして、世の中の普通の人たちからは「非常識だ」と冷評されたりしていた²⁰⁾が有馬は全く意に介さない。

この有馬行刑の真価は、関東大震災（1923年）で、有馬が所長をしていた小菅刑務所の外壁が全壊し、1295名の長期囚の前に自由への地平が開けたとき、発揮された。他の刑務所では、地震を奇貨とする脱獄事件が当然のように発生したにもかかわらず、小菅刑務所からは一人も脱獄者が認められない。「(脱獄すれば)有馬さんに悪い」というのが1295人の合言葉だったという。彼らは、自主的に震災復興の自警団まで結成しており、有馬を感動させた²¹⁾。しかし、後日談がある。実際には脱獄すべく突破口に向っていた囚人数人がいた。ところが、背後から有馬の怒声が聞こえてきた。「逃げても構わん。早くこっちに残ってる者を助けるんだ。」余震で揺れる壊れた構内を残留者を探し求めて危険な建物に突入する有馬所長の勢いにつられて、いつのまにか脱獄しようとしていた囚人全員が、有馬

の背中を追った。ついに、そのうちの一人が「所長、危ない」と危険に飛び込む有馬を引き留めるべくその首に抱き着いて引っ張った。そして、思わず号泣した²²⁾、という。その結果、彼らの脱獄計画は失敗した。

数日後、戒厳司令部が警備のための軍隊を派遣してきたとき、無骨な有馬はごく丁重に「小菅に軍隊は無用です。お引き取りください」と申し入れたが、もちろん笑殺された²³⁾。

3. その行刑観

こうして、北海道集治監網走分監長としての功績が高く評価されたと思われ、明治28年には有馬は埼玉県典獄を拝命し²⁴⁾、翌年には拓殖省属に任じられ、ついで、警視庁典獄を拝命して東洋一といわれた巣鴨監獄の署長に補せられた²⁵⁾。さっそく有馬は、真宗大谷派に属する4人の教誨師を免職にし、新たにクリスチャンの留岡幸助を教誨師に採用しようとしたが、怒った4人の僧侶たちは教誨堂の仏像を持ち出し、総辞職してしまった。東本願寺参務の石川舜台（1842-1931）は、神田の錦輝館で大演説会を開き、檄文を飛ばし有馬のやり方を非難した。かくて、有馬の背後の内務省に対する攻撃は、東京府会、帝国議会をも渦中に巻き込んだが、留岡は「仏教とキリスト教はわが国の二大宗教なのだから、両方が姉妹のような親密な関係を保って、一つの目的のために努力すればいいではないか」と恬とかまえて動じない。結局政府側が折れて、有馬は市谷監獄長に転出させられて、このいわゆる「巣鴨教誨師事件」は落着した²⁶⁾。

監獄は、自由刑を実施する場であるが、旧派応報刑論では、刑罰とは犯罪の応報としての苦痛を与える場であることが建前であり、受刑者をして再犯に陥らせないようにするための目的刑ないし改善刑として刑罰の本質をとらえるのは新派刑法²⁷⁾の特徴であるが、今日のわが国では、応報刑論を基本としながらも、応報刑を通じて、つまり、犯罪者を懲らしめ、苦痛をあたえることにより、受刑者の改過遷善を期す²⁷⁾という、折衷的な刑罰觀が行われており²⁸⁾、有馬四郎助は、この改過遷善という目的を達成するための方法として座学のような道義を教育する（教誨）ことを当然に前提とした上で、労働による矯正を不可欠と説く²⁹⁾。すな

わち、「諸君のご承知の通り、人間の一番の思想上に発達し、道念の上に進歩するものは、鍛錬の功であります、学校において先生に講釈を聞いたり説教を聞いたりして善人になるものではない、・・・自然の美景に感じて天にゆだねられている五体を朝から晩まで労働に服して、精神を込めて働いたその効果というものは、実に完全なるエルマイラのその感化法に劣らぬ効果があるということを信じる」³⁰⁾として、改過遷善のための監獄の矯正教育の内容を、講義・説教のみならず労働（外役・刑務作業）に求めている。明治32年、有馬は神奈川県典獄となっていたが、明治36年には、事務を簡素化するとともに、分類拘禁制度³¹⁾を確立する必要から、監獄管制を発布して、すべての監獄を司法省の管轄とし、従来の地方府の監督規定が削除されたが、有馬は分類待遇・累進制度導入による行刑制度の完備には、一応、賛成するものの、行刑は、方法・制度の問題ではなく、精神の問題であり、単に分類制度・累進制度なる方法・手段に行刑の成功への道があると解する人があるならば、「一を知って未だ其の二を知らざる幼稚の見と云わねばならない」と道破している³²⁾。

こうちよしたろう 4. 好地由太郎の仮出獄と社会復帰

有馬は、いわゆる机上の理論・学理を振り回す事務のひとではなく、現場における行刑実践者であったが、その本質をものがたる実例が、無期徒刑囚、好地由太郎（1865—？）の矯正～更生に与った有馬のはたらきの記録である³³⁾。

好地由太郎は千葉の海産物商に生まれたが、明治7年の不漁により、一家離散し父親の借財の質として農家に引き取られ10歳のときから奴隸のような境遇となり、14歳で商店へ奉公に出たが、ふとしたことで奉公先の女主人を強姦、絞殺し、放火して捕えられ、裁判では死刑宣告がなされるべきところ、未成年を理由に一等を減じて無期徒刑を言い渡されて有馬が課長として勤める空知集治監に送られ、そこで留岡幸助の教誨を受けて精神的に発達した。その後、英照皇太后死去にともなう特赦により、無期刑が有期刑に減じられ、内地へ送還されるとともに、その後、奇遇にも有馬が典獄を務める神奈川監獄に移され、ここで典獄有馬のはからいで文字の練習をさせてもらい、文盲的無学さを克服していった。この有馬のはからいがきっかけとなり、はじめて全国の囚徒にも、筆紙墨の使用が認められ

るようになったのである。さらに好地の誠実さを評価した有馬はさらに囚徒中の病人を看護する役割を好地に与えたところ、肺結核を患う重病者がおり、医官の手当での効もなく、梅毒による膿が尿道を塞ぎ苦痛に喘いでいた病人に医官の置いていった器具を差し入れて自らの口で夥しい量の膿を吸い出したところ、病人の苦痛は著しく緩和され拝まれるほど感謝されることであった。このような好地の様々な愚直ともいえる働きが認められ、明治37年40歳のときに、ついに仮出獄が許可されたのであった。出獄のためには身元引受人が必要だが、強姦殺人放火という、凶悪な前科のある好地の身元引受人が簡単にみつかるはずもなかったが、監獄の裏門から婆婆へ出所した好地の前に立っていたのは、あろうことか典獄の有馬四郎助であった。「わたしが身元引受人だ」と笑うと、有馬は好地を自宅の官舎へ「賓客として」連れ帰ったのであった。好地は涙に咽び、喜びで出る涙があることを初めて知り、その夜は一睡もできなかつたという³⁴⁾。

5. 少年保護と更生

有馬は、少年犯罪者の犯罪原因が、その境遇によることは十分知っていたし、これを根本的に感化・救済するには、刑務所の適切な処遇とともに、出所後の彼らをいかに指導するかが大切であるかを痛感していた。

わが国のいわゆる釈放者保護事業は、寛政2年（1790）老中松平定信（1759—1790）とその配下の火付盗賊改の長谷川平蔵（1745—1795）が、江戸に流れ込んで来た浮浪・無宿者のために石川島に人足寄場を設けたときにはじまり、19世紀初頭のドイツの施設よりも先んじていた。人足寄場では、浮浪・無宿者に生業を教え、道徳的訓育をほどこし、釈放のとき引取人のないものは町方役人や村方役人に引渡し、または寄場の支配人に適当な就職先を探させたり、生業資金を与え、優秀な者は寄場の差配人や授業師に取り立てたりしていたが、明治政府は、その設備財産を二分し、一つは石川島監獄、他は東京市養老院になった³⁵⁾。

その後、フランス刑法にならったいわゆる「旧刑法」が、明治15年から施行されて、少年には懲治場制度³⁶⁾、釈放者には警察監視制度³⁷⁾が規定され、監獄則（明治14年）には、別房留置制があり、「刑期満限ノ後、頼ルベキ所」を持たない者に監獄に在留することを許し、刑法の監視に付される者や仮出獄で住所や引取人

のない者にも同様に別房留置を認めたのである。だが、別房留置者が年々増加していくので、明治21年フランスの制度にならって大日本監獄協会が設立され、金原明善や原胤昭らが釈放者保護事業を推進した³⁸⁾。有馬も、公務の傍ら明治39年6月1日、地方の有力者・有志と相謀って「小田原幼年保護会」という少年釈放者専門施設を立ち上げた。そして、明治40年には、「小田原幼年保護会」に女子感化部を創設して、これを根岸家庭学園と称し、留岡幸助の運営する巣鴨家庭学校の教師三村春代を園長に招いた。幸いにも、この根岸家庭学園は、神奈川県代用感化院を命じられ、県から資金的補助を受けることになった。

保護会の方は、有馬が、横浜市内はもとより箱根・大磯あたりへも出かけ、旅館・別荘を各戸に訪問して、幼年保護会の事業の趣旨を語り、その重要性を説くとともに、寄附を募って回ったのだった。門前払いを食わされることもあったが、徐々に有力な後援者も増えてゆき、保護会の活動も活発化し、明治43年には、財団法人となった。

保護会は力行舎と、感化院は家庭学園と称し、明治43年感化院は女子のみとした。

その結果、力公舎が横浜市根岸町に4件（根岸第1、根岸第2、根岸第3、根岸女子力行舎）、小田原芦子村谷津に1件（谷津力行舎）がそれぞれ設けられ、家長をおいて食をともにし、家庭生活を味い、夜学を開講し、女子部は市内の名望家に奉公をし、家庭体験をさせられていった³⁹⁾。

明治43年度には、根岸第一力行舎（男子部）は、393坪、住宅2棟、牧舎6棟、物置、浴場、鶏舎4棟、収容10人、年間75人、牛乳その他の収益年間495円50銭5厘。

根岸第二力行舎（男子部）は、住宅1、物置2、根岸第三力行舎（男子部）は、第二力行舎の南、労作場を設け、経木製造を行って、一人一日8銭3厘の利益があがっており、第二第三あわせて、37人、年間136人を収容した。

谷津力行舎（男子）は、木造瓦葺き二階建1棟、平屋建納屋1棟、総建坪81坪、小田原家庭学園（男子感化部）を合わせて、耕耘・養豚のほか、砂利運搬労働で、年間482円の収益を上げている。また、プラスバンドを組織して、余興出演の謝礼が年間103円あった。耕耘は、根岸・谷津の力行舎で、米・麦・野菜など年間

180円の収益をあげ、養豚は第一力行舎・および谷津力行舎併せて58頭、年間560円の収益を上げている。

根岸力行舎（女子部）は、明治43年12月に根岸町に嘱託教師正木ミチ子の一戸を借り、そこを仮収容場とし、各家庭に委託している。その人員18人、年間67人。このような労作部はすべて業務収入でまかない、生徒にはそれぞれ貯金させることにしている。

根岸家庭学園（女子感化部）は、収容22人、年間30人、収益として計算はできないが、裁縫を練習させ、独立自営の一助ともしており、年間81円53銭の収益があった。

この年以降、毎年内務省から奨励金・助成金を、東京市から補助金をうけるなど、有馬個人の公務の傍らの事業としては、大事業に発展したのである⁴⁰⁾。

6. 結語

以上のように、有馬は、教誨師として留岡幸助のように少年感化・保護や、原胤昭のように出獄者保護から出発したわけではなく、生活のために公務員たる看守、すなわち刑務官（看守）から出発し、はじめは囚人を国家の側から管理する役割だったが、キリスト教徒になってから、獄につながれる者の身になって、行刑の問題を実践的に考えるようになり、やがて少年釈放者の保護という角度から、更生保護の問題にかかわり、感化院を設立して、非行少年の感化・保護の問題に挑んでいった過程を眺めた。かくして、有馬四郎助は一生を通じて、官僚的行刑主義から自治的行刑主義へ、懲戒主義から感化主義へと思想上の変化をたどり、必罰主義も否定したのであった⁴¹⁾。

上記の「脱獄者ゼロ」という極東の刑務所における奇妙な出来事に関心をもったのが、ウィスコンシン大学の社会学教授ギリン博士であったが、ギリン博士は、来日したとき大審院長、泉二新熊博士⁴²⁾（1876—1947）のはからいで有馬と面談し、有馬が職員や囚人と接するときの「腰を低くするのではなく、友人のような態度で話す」のを見て深い感動を受け、「有馬は世界中で見た刑務官の中で第一級の人物だ」とその著書（Gillin. Taming the Criminal）に記した⁴³⁾。

なお、本稿は令和5年11月30日に行われた、加須市主催の「いきいき大学」の講義録を稿を改めて掲載したものである。

【注】

- 1) 三吉明・有馬四郎助（吉川弘文館 昭和42年）250—251頁。以下の記述は基本的に、中島広樹「謙抑主義について」（平成国際大学論集第22号 平成30年）102—105頁によった。三吉・前掲書（注1）209頁。有馬は信念の上に立って、主張すべきギリギリのときには、断固としてこれを貫いて一歩も退かず、規則や命令の違反を繰り返して、その信念を通し、上司をはらはらさせており、事と次第によっては、上役と公然とわたりあうこともあり、出世至上主義の要領者には期待できない勇気の持ち主といわれた。
- 2) 以下の記述は、中島広樹「謙抑主義について」（平成国際大学論集第22号 平成30年）の論稿を踏まえたものであるので、一部重複があることをおことわりしておく。
- 3) 小川太郎「小原重哉『日本刑事政策史上の人々』（日本刑事政策研究会 平成元年）149頁以下によると、小原はいち早くベンサム（1748—1832）の主張にかかる「パノプチコン式十字型建築」に関心をもち、明治15年に書かれた「監獄則注釈」はフランスを模範とするもので、明治27年に小河滋次郎（1863—1925）がドイツに範を求める「監獄学」を出すまでは完全に権威的書物であった。
- 4) 大越義久『刑法総論〔第4版〕』（有斐閣 平成14年）10頁によると、新派のF・リスト（Franz v. Litzt）においては、改善刑としては、相対的不定期刑の活用が主張された。近代学派のなかにはもともと科学万能主義的なものが流れしており、その結果、改善刑を近代学派のフェリー（Enrico Ferri）のように自然科学的に推し進めていくと、精神外科（たとえば、ロボトミー手術等の問題）、行動科学（オペラント条件付けにかかる問題、たとえば、アメリカ映画『時計じかけのオレンジ A Clockwork Orange』〔1971年スタンリー・キューブリック監督〕に登場するルドヴィコ療法）、遺伝子工学（たとえば、倫理違反の人造人間創出等の問題）など様々な科学の分野で人間の主体性や人権を侵害する刑罰が作り出されるおそれがあるであろう（团藤重光『この一筋につながる』（岩波書店 昭和61年）123—202頁参照）。これに対して、旧派の応報刑論による改過遷善は、江戸時代の人足寄場では、心学の説教が主であった（滝川政次郎『日本行刑史』（青蛙房 昭和47年）327—363頁）。
- 5) 三吉・前掲書（注1）32—33頁。
- 6) 重松一義『北海道行刑史』（楨書房 昭和56年）189頁。
- 7) 中尾文策「有馬四郎助」『日本刑事政策史上の人々』（日本刑事政策研究会 平成元年）209頁。これに対して有馬は「うんと苦しめてやれば、これに懲りて行刑の目的（再犯の防止）が達せられる。衛生だの、人道だのといって、あまり大事にしてやっては、益々増長させる、という如きを相当の地位にあり、知識ある人が口にする」のは全く心外の極みであると批判し、眞の行刑とは何かを説いている。有馬には、「厳格主義を熱心に主張する人が、果たして自ら責任をもって主張しているのであろうか。厳は同情に根ざした厳であるべく、眞に罰すべきは罰し、叱るべきは叱す」のでなくてはならない、という応報刑論的懲罰觀が強くあった（三吉・前掲書（注1）207—209頁）。
- 8) 重松・前掲書（注6）160—162頁。

- 9) 高瀬善夫『一路白頭ニ到ル』(岩波書店 昭和57年) 72-73頁、三吉・前掲書(注1) 65頁。
- 10) 片岡優子『原胤昭の研究』(関西学院大学出版会 平成23年) 19-46頁。
- 11) 三吉・前掲書(注1) 54-56頁。
- 12) 小池喜孝『鎮塚』(岩波書店 昭和56年) 73-78頁。なお、この工事を題材とした文学作品として安倍譲二『囚人道路』(講談社 平成5年) がある。
- 13) 小池・前掲書(注12) 88-89頁、251-257頁によると、明治35年9月10日に作成された『網走監獄沿革』が、この大量死の責任について「すでにその本において行刑の初期に反す。ひとりその末の正しからんことを欲するも、あに得べけんや」と鋭く指摘し、直接工事を担当させられ苦しい立場に追い込まれた有馬の責任よりも、囚人労働を否定する行刑思想を無視して工事を強行した本府の責任を問うている事実を記す。重松・前掲書(注6) 245-247頁。
- 14) 小池・前掲書(注12) 79-88頁。
- 15) 高瀬・前掲書(注9) 97頁。
- 16) 重松・前掲書(注5) 248頁。
- 17) 泉二新熊(編)『故有馬典獄遺稿集付録』(有馬典獄遺稿集刊行事務所 昭和12年) 27-39頁、三吉・前掲書(注1) 141-142頁。なお、累犯対策として、現行刑法の累犯規定(56・57条)を形式的に法定刑の倍加としたうえで仮釈放規定(28条)を弾力的に適用して不定期刑の導入に代える刑事政策が主張された[中島広樹『累犯加重の研究』(信山社 平成17年) 57-60頁]議論の背景には、有馬のような自由刑の運用次第で長期囚の社会復帰は可能だと信じる当時の現場の刑務官の自信が反映していたと思われる。
- 18) 小池・前掲書(注12) 73-89頁。
- 19) 三吉・前掲書(注1) 163-164頁。
- 20) 中尾文策「有馬四郎助」『更生保護史の人びと』(法務省保護局更生保護誌編集委員会 平成11年) 24頁。
- 21) 大江志乃夫『戒厳令』(岩波書店 昭和53年) 123頁によると、大正12年9月2日(関東大震災発生の翌日)、政府は枢密院の諮詢をへることなく、緊急勅令による戒厳宣告にふみきり、翌3日、政府は、戒厳地境を東京府・神奈川県全域に拡大するとともに、前例のない関東戒厳司令部の特設を行い、軍事参議官大将福田雅太郎(1866-1932)を関東戒厳司令官に補職した。さらに、三吉・前掲書(注1) 230頁によると、松戸工兵学校工兵35人、歩兵第58連隊一箇中隊、近衛歩兵第2連隊一箇小隊が交代で警備し、漸次兵員を減少させつつ大正12年11月15日に全部撤兵した。
- 22) 中尾・前掲書(注20) 24-25頁。
- 23) 三吉・前掲書(注1) 231頁。
- 24) 三吉・前掲書(注1) 109頁。
- 25) 三吉・前掲書(注1) 108頁。
- 26) 高瀬・前掲書(注9) 133頁。中尾・前論文(注20) 24頁。
- 27) 大越義久『刑法総論(第4版)』(有斐閣 平成19年) 9頁。
- 28) 泉二・前掲書(注17) 32頁。
- 29) 1877年、ニューヨーク州のエルマイラ矯正院では、16歳以上30歳以下の受刑者に対して、いわゆる「改善モデル」を基礎にした不定期刑が実施されたが、エルマイラ的な待遇は、現代のわが国では「責任主義と幅の理論」という問題を惹起している(大谷實『新版刑事政策講義』(弘文堂 平成21年) 134-136頁)。有馬四郎助としては、罪刑均衡思

想に支配されるよりも、「なるべく刑を長くもって本人のためにその刑罰の効果を失わざらしめん為に司獄官に伸縮自在の裁量を与えらるることが最も実際に適うものではあるまいか」と論じていた（泉二・前掲書（注17）44頁）。

- 30) 三吉・前掲書（注1）135頁。累進待遇については、岩井宣子『刑事政策〔第7版〕』（尚学社 平成30年）171頁以下参照。
- 31) 泉二・前掲書（注17）106—107頁。今日の累進制度は、より深刻である。坂本敏夫『刑務官』（新潮社 平成15年）208—209頁によれば、「監獄という特別な階級による管理社会においては、規律秩序を維持するための指示命令が末端に行くに従って上官の評価を得るために競争になり、過剰な規制として実現されることがある・・・受刑者を締めるのに暴力をふるう必要はない。刑務所が階級組織をあげて意思を統一すればどうにでもなるのである」として、監獄法の内容よりも、その運用の問題性を指摘している。
- 32) 泉二・前掲書（注17）107頁。
- 33) 三吉・前掲書（注1）126—134頁。
- 34) 高瀬・前掲書（注9）160—162頁。160—162頁によると、その後、好地は留岡幸助の運営する凧鳴家庭学校の職員（助手）となり、留岡夫人の骨折りによって妻帯し、告白行脚の旅に出たが、その生涯は「日本のジャン・バルジャン」と呼ばれたりした。当時、假釈放の規定はすでに旧刑法2章6節に存していたものの、その適用は、きわめて少数の者に対して恩恵的にほどこされていたにとどまる〔中島広樹「刑法28条について」（『平成法政研究第26巻第1号』 令和2年）204—205頁〕ので、好地由太郎の假釈放はかなり例外的な事例だったと思われる。
- 35) 滝川政次郎『長谷川平蔵』（朝日新聞出版 昭和57年）86—123頁、三吉・前掲書（注1）168頁。
- 36) 守屋克彦『少年の非行と教育』（勁草書房 昭和52年）11—67頁参照。
- 37) 吉田敏雄『懲罰社会と刑法』（成文堂 平成26年）131—133頁。
- 38) 金原明善の「静岡県勤善会」と原胤昭の「東京出獄人保護所」については、中島広樹「刑法34条の2について」（平成国際大学法政学会 平成27年）17—24頁参照。
- 39) 三吉・前掲書（注1）178—182頁。
- 40) 三吉・前掲書（注1）236—238頁。
- 41) 中尾・前掲書（注7）213頁。
- 42) 泉二新熊については、内田文昭「泉二新熊の刑法理論（I）」吉川経夫・他（編）『刑法理論史の総合的研究』（日本評論社 平成6年）374—394頁参照。
- 43) 泉二新熊（編）『故有馬典獄遺稿集付録』（有馬典獄遺稿集刊行事務所 昭和12年）1—9頁。